

兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約

制 定	平成 6 年 1 2 月 1 4 日
一部改正	平成 1 6 年 6 月 1 8 日
一部改正	平成 1 8 年 6 月 2 9 日
一部改正	平成 2 0 年 6 月 2 0 日
一部改正	平成 2 3 年 6 月 1 0 日
一部改正	平成 2 6 年 7 月 4 日
一部改正	令和 2 年 6 月 2 5 日
一部改正	令和 4 年 6 月 2 3 日

(名 称)

第 1 条 本会は、兵庫県フロン回収・処理推進協議会（以下推進協議会という）と称する。

(目 的)

第 2 条 推進協議会は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 99 条の 2 の規定に基づき、関係事業者、消費者、行政が一体となって、現在、社会的に広く普及している電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等に含まれるフロンを廃棄等の過程で回収し、回収フロンの的確な処理、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を推進するため、必要かつ関連する事業を実施していくことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フロン回収・処理等のための情報収集、普及啓発
- (2) フロン回収・処理等のための研修会等の開催及びその他支援のための事業
- (3) フロン回収・処理等に関する調査及び研究
- (4) 会員相互の情報及び技術の交流
- (5) 災害等緊急時におけるフロン回収・処理等に係る協力・支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 4 条 推進協議会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員は、次の 2 種とする

① A 会員は、業務を営む事業者であって推進協議会の目的に賛同して入会した者

② B 会員は、地方自治体又は事業を営む関係団体であって推進協議会の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員は、推進協議会の事業を賛助するため入会した(1)の②以外の団体

2 推進協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 5 条 会員は、別に定めるところにより、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第 6 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、または会員である法人が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

(除 名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て会長が除名することができる。ただし、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 規約又は規程に違反し、推進協議会の運営を阻害したとき
- (2) 推進協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を3年以上滞納したとき

(会費等の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(役 員)

第10条 推進協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上30名以内（うち会長1名及び常務理事2名）
- (2) 監事2名

(選任等)

第11条 理事及び監事は、総会でこれを選任し、会長及び常務理事は、理事の互選による。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 常務理事は、会長を補佐し、事務を処理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(会議の種別)

第15条 推進協議会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第16条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第17条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他推進協議会の運営に関する重要事項

2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(開 催)

第 18 条 通常総会は、年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(招 集)

第 19 条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、構成員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに場所を記載した書面をもって、開会の日の 5 日以前に通知しなければならない。

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 21 条 会議は、総会において正会員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 22 条 総会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員、理事はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(専門委員会)

第 24 条 推進協議会に、第 3 条の事業を遂行するために、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

(資産の構成)

第 25 条 推進協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金等

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 推進協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 27 条 推進協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 28 条 推進協議会の収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

2 収支決算は、年度終了後 3 ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 29 条 推進協議会は、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(予算の更正及び補正)

第 30 条 緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 31 条 推進協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の改正)

第 32 条 本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

(事務局)

第 33 条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県環境部水大気課に置く。

(補 則)

第 34 条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、推進協議会の設立総会の日から施行する。

2 推進協議会の設立当初における入会者は、前項の規定する日に入会したものとみなす。

3 推進協議会の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、平成 8 年 3 月 31 日までとする。

4 推進協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 推進協議会の設立当初の会計年度は、第 31 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この規約は、平成 16 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 18 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 23 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年6月23日から施行する。